

貿易ルールの歴史的展開と我が国の食料システム

林 正徳

I. はじめに：トランプVer2.0の世界をどう見るか

トランプ関税と貿易ルール

・ 世界貿易機関（WTO）の貿易ルール：

- ①同じモノについての関税の適用は差別的であってはならない（「最恵国待遇原則」）
- ②WTOに登録した関税率（「譲許税率」）を超える関税率を適用してはならない

・ カナダ・メキシコとの北米自由貿易協定（NAFTA）、日米物品貿易協定により相互に関税撤廃

トランプの米国をどう見るのか：個人的要素と構造的要素

- ・ 彼個人の特殊なパーソナリティによるものか、米国社会の何らかの構造的な変化の現れか
- ・ 今日の米国について理解を妨げている「米国＝自由貿易の旗手」との「神話」

II. 貿易ルール形成の歴史：米国の役割についての「神話」と実際

・ <用語の説明>

「貿易ルール」：国際貿易上の国家間の約束事。約束は、国際条約の形をとる。

「グローバル・ルール」：世界の国々全体をカバーする貿易ルール

「ローカル・ルール」：北米自由貿易協定（NAFTA）やTPPのように地域貿易協定を結んだ国々同士の貿易ルール

- ・ 貿易ルールのはじめ：二国間条約によるのが普通。

貿易ルール形成の歴史による「神話」の検証：三つのフェーズ（別表1ページ参照）

- ・ グローバル・ルールの歴史の四つのターニングポイント：今から約100年前、約80年前、約30年前そして今年
- ・ 三つのフェーズに分けられる：別表「貿易ルール形成の三つのフェーズ」参照

第1フェーズ：戦間期（1918～39年）――忘れられた国際連盟のレガシー（別表1ページ参照）

- ・ 国際連盟のもとでグローバルな貿易ルール誕生の端緒が開かれた。
- ・ 「世界経済会議」：世界経済・貿易の現状分析と提言をまとめた：①大戦前より「高率、複雑、不安定かつ多数」となっている関税の「引上げをやめ削減に向け進むべき時期が到来した」。関税は「無差別原則」（「最恵国待遇原則」）に基づき適用すべき。②関税以外の貿易措置（「非関税措置」）である「輸出入の禁止・制限措置」や「恣意的な慣行と偽装された貿易措置」を撤廃し、撤廃の効果が「輸出税、数量制限、健康保護規制、資本の自由な移動への規制」により減殺されないようにすべき。
- ・ 「輸出入禁止制限撤廃条約交渉会議」：「世界経済会議」の提言に沿い、非関税措置の撤廃のため交渉：①全ての非関税措置を一定期限内に撤廃。②ただし、動植物検疫、公衆衛生のための措置、品質規格などの国内措置は差別的・国内保護を目的にしないことを条件に撤廃の例外とする。

- ・「**ロンドン通貨経済会議**」：貿易・金融分野全般を取り上げ、期待も大きかったが失敗。成果として、①交渉前と交渉中に貿易制限を新たに設けない「休戦ルール」と②国際的な需給不均衡を国際カルテルにより解決するアプローチが、生まれた。
- ・興味深い点：会議の開催前に「会議で何を取り上げ、論点は何なのか、解決策としてどのようなことが考えられるのか」に関する文書が国際連盟の事務局によりまとめられ、誰でも読めるようになっていた。
- ・国際連盟の重要な遺産：あるべき貿易ルールについてブレーストーミングを行い、経済問題の解決・成長のための現状分析とノウハウを蓄積した。これが第二次世界大戦直後の貿易ルール作りのベースとなった。

第1フェーズから第2フェーズへの「ミッシング・リング」

- ・国際連盟事務局経済分析担当部局の研究者たち：英国からJ.ミード（世界経済分析）、オランダからJ.ティンバーゲン（景気循環）、オーストリアからG.ハーバラー（経済繁栄・不況）、オーストラリアからF.L.マクドゥガル（栄養問題）、スウェーデンのG.ミュルダールなど。
- ・米国からA.ハンセンやJ.ヴァイナーなどが国際連盟による検討に参加していたこともあり、大戦が始まると経済分析部のスタッフの一部が渡米してプリンストン大学に間借りし、米国のJ.K. ボールディングやR.ヌルクセなども加わり活動を継続。この「プリンストン・ミッション」が戦後経済秩序に関する政策形成のための「黒子」の役割を果たした。
- ・代表的な報告書に「農業危機」（1931年）、「戦時経済から平和経済への移行」（1943年）。
- ・第二フェーズで非関税措置に関する貿易ルール形成のきっかけとなった「ハーバラー報告」の執筆者はハーバラー、ミード、ティンバーゲンほか。

第2フェーズ：第二次世界大戦～1990年前後——ローカル・ルールからグローバル・ルールへ（別表1ページ参照）

- ・米国が主導して国際連合のもとでグローバルな貿易ルール作りが試みられたものの、うまくゆかなかったことから西側の国々を中心にローカル・ルールとして出発し、しだいに加盟国を広げグローバルな貿易ルールとしての体裁を整えるようになった。
- ・**ハバナ憲章**は、国際連合の主催による「貿易と開発に関する会議」（1947～48）の結果、調印されたもの。
- ・ハバナ憲章の発効が見込み薄なことから、主に関税に関する部分を抜き出して急ぎまとめられたのが**GATT（The General Agreement on Tariffs and Trade 「関税と貿易に関する一般協定」）**。
- ・1970年前後を境に米国の経済的優位の相対的な低下が目立ってくる：1971年の**ニクソンショック**（一律10%の輸入課徴金設定、金・ドルの交換停止）。GATTでの貿易交渉の構図も、米国対欧州連合の対立となる。
- ・貿易ルールの性格が変化：関税中心の「**契約的**」ルールから、1970年前後から非関税障壁についての「**規範的**」ルールへ。「契約的」ルールでは、関税の引き下げは「相互的」で約束した関税を引き上げる場合には関係国に「代償」が必要。「規範的」ルールでは、貿易措置をとる判断基準、手続きや方法などが具体的に定められる。「規範的」ルールを定める交渉では、それぞれの国の国内制度の違いを調整する「**制度間調整**」が、主な内容（「国際貿易交渉は他の方法による政策形成（policymaking）である」¹）。

¹ Gilbert R. Winham, "International Trade and the Tokyo Round Negotiation"(1986)

- ・ 穀物など重要な貿易製品の主要な生産国と輸入国の間で「カルテル」を結ぶことにより需給を調整する**商品協定**作りの取り組みが盛んに行われた。
- ・ 「貿易自由化」(trade liberalization)という言葉はGATTの条文にない。コトバと意味内容は時代とともに変わる。

第3フェーズ：1990年前後～2010年代初めから2025年——グローバル・ローカル両貿易ルールの併存とグローバル・ルールの変質（別表1ページ参照）

- ・ 特徴は、WTOというグローバル・ルールの成立と並行してローカルな貿易ルールである大型の地域貿易協定が次々と誕生することにより、グローバル・ローカル両貿易ルールの併存状態が生まれたこと。
- ・ 貿易ルールのグローバル化：WTOへの中国とロシアの加入
- ・ WTOはウルグアイラウンドの結果、グローバルな貿易ルールを司る国際機関として発足したから、「規範的」ルールに照らし貿易問題を解決する機能が重要な役割（WTOの「貿易問題処理機関化」）。
- ・ 一方、WTOのラウンド交渉の停滞と地域貿易協定による「囲い込み」。

3つのフェーズでの米国の役割（別表2ページ参照）

- ・ **第1フェーズ**：非加盟国ながら国際連盟が主催する貿易ルール作りの交渉会議に積極的に参加したものの、ルール作りに建設的にイニシアティブをとったとは言えず、「受け身」の立場（関税率が主要国のなかで最高水準にあった上、1930年のスムート＝ホーレー法による引き上げの結果、実効関税率は53.1%となった。禁酒法のもとで酒類の輸入禁止措置）。
- ・ **第2フェーズ**：当初米国がリーダーシップをとっていたが、欧州諸国が次第に復興し経済共同体としてのまとまりと経済力を持つようになると、米国は対決的な姿勢をとるようになり、貿易ルールに反する「一方的措置」に頼るようになる。
- ・ **第3フェーズ**：貿易ルールへの米国の姿勢が変化：
 - ① グローバル・ルールからローカル・ルールへの傾斜：TPPへの参加表明（2008年）
 - ② 中国への対抗からWTOルール上問題のある措置の濫用：①鉄鋼製品の輸入に30%のセーフガード関税かけ中国ほかからWTO提訴（2002年）、②中国からのソーラーパネルほかの輸入にADと補助金相殺関税を発動しWTO提訴（2012年）、③鉄鋼に25%、アルミに15%の追加関税を国家安全保障を理由にかけ中国ほかからWTO提訴（2018年）。
 - ③ WTOの重要な機能の要である紛争処理の仕組みを麻痺化：紛争処理制度の強化の一環として設けられたパネル判断を再審査する上級委員会の委員の選任を2016年以来米国がブロックし続け、現在誰もいない状況。

貿易ルールでの米国の特異性

- ・ 貿易ルールの歴史を理解する上で欠かせないのは、貿易ルールでの米国の特異性：
 - ① **行政府の貿易交渉権限は議会により条件付きで与えられる**：米国政府が外国と貿易交渉を行うには議会から交渉権限を与えられることが必要。例外：「国家安全保障を害するおそれのある商品の輸入が増加した場合に大統領は調査を開始し必要な対策を講じなければならない」（1962年通商拡大法232条）。具体的な定義・基準などの定めはない。
 - ② **貿易ルールは国内法より同列以下の地位にある**：国内制度上、既存の国内法に抵触する貿易ルールを遵守する義務がなく、また貿易ルールに抵触する国内法を新たに制定することができ

る。議会承認手続きを経ず行政府の責任で結ばれたGATTはもちろん、WTO協定も条約としてではなく国内実施法として議会承認されているので、法的地位は連邦法よりも下にある。

- ③ **貿易相手国に独自の判断基準を適用し一方的措置を実施する**：代表的なのが「アンフェア」。1974年通商法301条に基づき外国の「不公正貿易慣行」を特定する仕組みが設けられ、制裁措置の発動を避けるための輸出自主規制や輸入拡大を相手国に受け入れさせる仕組みが導入（「米国に貿易政策はない。あるのはクライアントである」²⁾）。
- ④ **貿易ルールのジョーカーカード「安全保障」を濫用する**：「戦時その他の国際関係の緊急時に」「自国の安全保障上の重大な利益の保護」のため「必要と認める措置をとる」ことができる（GATT21条）。問題は、「緊急事態」に該当するかどうかの判断について、第三者が可否を審査できるかどうか：①提案した米国政府内でも議論があり「濫用を防ぐ見地から加盟国の自由度は措置の必要性の判断に限る」考え方を採用。②ロシアのウクライナに対する貿易制限紛争事案につきパネルは「第三者による審査・判断が可能」とした（欧州連合は第三者による審査が可能、ロシアと米国は主権的判断に属するとした）。③トランプ第一次政権下の鉄鋼・アルミ輸入増加に対する関税引き上げ措置についてパネルは「提出されたエビデンスと議論に照らし戦時その他の国際関係の緊急時」とられたものとは認められないとした。米国政府は上級委員会に上訴中。

関税は三つのフェーズでどのように取り扱われてきたか（別表2ページ参照）

- ・ **第1フェーズ**：関税問題が認識されていたものの引き下げ交渉に着手するに至らず、交渉前・交渉中に引き上げない「休戦」ルールを除き、「ブレイクストーミング」に終わった。
- ・ **第2フェーズ**：引き下げ交渉への本格的な取り組み。関税交渉は、相手がそれだけ引き下げるのなら当方もこれだけ引き下げる「**相互性（Reciprocity）**」が特徴の「契約的」性格。フェーズの半ばを過ぎると、一定の数式を当てはめてカットする「**フォーミュラ方式**」が提案・実施されるようになる。実際には相手国の関心品目について個別に二国間で交渉する「**リスエスト・オファー方式**」も併用。
- ・ 自動車排ガス規制、安全基準などのほか「関税のかけ方」自体が「**非関税措置**」として大きな問題：米国の**ASP (American Selling Price)制度**が有名。輸入品の課税価額をその金額ではなく「国内で生産された『同種または類似の産品』の価額をもとに算出する」。安価な外国産品へのダンピング関税や補助金相殺関税、輸入急増の際のセーフガード措置（関税引上げ・輸入数量制限）なども頻繁に発動され貿易紛争化したことから、フェーズの半ばごろから「規範的」ルール化交渉が始まる。
- ・ **第3フェーズ**の初め、ウルグアイラウンド後半から関税交渉の新機軸：蒸留酒、鉄鋼、医薬品など8分野につき「**ゼロゼロ**」（関税の相互撤廃）合意。APECで「**自主的撤廃**」、地域貿易協定では原則関税撤廃。
- ・ 関税をゼロにしてゆく流れと並行してアンチ・ダンピング、セーフガードなどの措置の濫用傾向が顕著になる。

動植物検疫・食品安全は三つのフェーズでどのように取り扱われてきたか（別表2ページ参照）

- ・ 関税交渉が「足して2で割る」交渉（**分配型交渉**）であるのに対し、動植物検疫・食品安全措置についての交渉は「規範的」ルール作りの典型で、「さまざまな制度の仕組みの違いを調整する『制度間調整』」交渉（**統合型交渉**）。

² 1999年5月8日付け"The Economist"

- ・ **第1フェーズ**：動植物検疫・食品安全措置が「関税と違い撤廃したり引き下げたりすることはできないが、不当に差別するなど濫用を防がなければならない」共通認識。濫用を防ぐには「規範的」なルールが必要で、これには専門的知見が不可欠との共通認識もあった。
- ・ **第2フェーズ**：各国がとっている動植物検疫・食品安全措置にどのような問題があるのかの「洗い出し」。この過程で米国や日本、欧州連合はもちろん、オーストラリアやニュージーランド、南アフリカなどの国々すら色々問題のある措置をとっていることが明らかとなった。国際基準・方法をもとに「規範的」ルール作りの機運が高まり、東京ラウンドで「**貿易の技術的障害に関する協定**」（TBT協定）誕生：①正当な目的の達成のため以上に貿易制限的であってはならない、②国際基準があれば適合させる義務など）。
- ・ ウルグアイラウンドで「**衛生植物検疫措置の適用に関する協定**」（SPS協定）誕生：①リスク評価を行ない、十分な科学的証拠に基づかなければならない、②科学的証拠が不十分な場合には入手可能な情報に基づいて暫定措置をとることができる、③各国は「適切な保護水準」（受け入れ可能なリスク水準）を設定できる、④国際基準に基づいていればSPS協定に整合しているとみなす、⑤「地域主義」（国の領域単位でなく地域単位で）など。
- ・ SPS交渉の開始には米国のイニシャティブがあった（関税化の「抜け穴」を防ぎたい意図もあった）ものの、具体的なアイデアがあったわけではなかった（"sound and verifiable scientific evidence"に基づくべき）。交渉がまとまるには、欧州諸国なかでもフィンランド、農産物輸出国連合として知られるケアンズグループのカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、チリなどが建設的な提案を出して議論に積極的に参加し、ルールの具体化と取りまとめに貢献（交渉の構図が「輸出国対輸入国」ではなく「輸出もすれば輸入もする国同士」）。
- ・ **第3フェーズ**：ウルグアイラウンドで合意されたルールに基づき貿易問題を解決する仕組みが機能（交渉当時想定されなかった鳥インフルエンザのような貿易によらない伝染病に起因する問題、遺伝子組み換え農産物に関わる貿易問題などにも有効）。
- ・ 「予防原則」や「食品安全」をめぐる米国ほか「新大陸」諸国と欧州の「旧大陸」諸国の間の考え方の違いによる対立：米国ほかでのパストール殺菌しない生乳から作られたチーズの輸入禁止、欧州諸国での成長促進ホルモンを使用した牛肉の輸入禁止や殺菌水消毒処理をした鶏肉の輸入禁止など。

「環境」は貿易ルールでどのように取り扱われてきたか

- ・ **第1フェーズ**：「環境」問題の認識がなかったわけではない：「輸出入禁止制限撤廃条約」では「動植物の病気・衰亡・消滅からの保護」のための貿易制限措置を認めることが明記。
- ・ **第2フェーズ**：GATTでは「動植物の生命・健康の保護」に「有限天然資源の保護」が加わった。前文に「生活水準を高め、完全雇用と着実に増加する実質所得と有効需要を確保し、世界の資源の完全な利用を行い、世界の貿易を拡大する」。
- ・ 1970年代初め頃から、環境問題への意識の世界的な高まり（1972年にローマ・クラブ「成長の限界」）、フェーズの終わり頃に環境保護を理由とする貿易制限措置（イルカや海亀の混獲を防止せず漁業が行われていることを理由とする水産物輸入制限）が「動物の生命・健康の保護」を理由に正当化されるかどうか問題化。
- ・ **第3フェーズ**：WTO協定の前文に「世界の資源の完全な利用を行い」に代わり「環境の保護と保全を図りつつ（中略）持続可能な開発の目標に合致した資源の最適な利用を行いつつ」と規定。
- ・ 「環境」に関連する貿易ルールの主な論点：①「貿易障壁の撤廃が環境にどのような影響を及ぼすのか、逆に環境保護のための措置が市場アクセスにどのような影響を及ぼすのか、そして

これら両者の相互関係をどのように考えるのか」、②「WTOに基づく貿易ルールと環境保護を目的とする貿易ルールとの関係をどのように整理したら良いのか」。

- ・「漁業補助金協定」に関する合意（2022年）：IUU漁業（違法・報告されず・規制されていない漁業：Illegal Unreported Unregulated）につながる漁業の禁止、乱獲や資源枯渇を助長する漁業の禁止および通報による透明性・協議組織（漁業委員会）の設置。

まとめ：今日の状況は第4フェーズの入口という時代の大きな変わり目にある

- ・第二次世界大戦後、西側世界の貿易ルールのヘゲモニーを握った米国にとり、これを正当化する「自由貿易の旗手」という「神話」が必要。「勝者の歴史」にふさわしくない第1フェーズを忘却する必要があった。
- ・「自由な貿易」はかつて存在したことはなかったし、今後実現する可能性もない。現在の貿易ルールは100年がかかりでようやく生まれた、完全とは言えないルールである。経済行為である貿易で問題なのは「不確実性」。貿易ルール形成の歴史は貿易上の「不確実性」をどうコントロールして予見可能性を高めるかの歴史（「国際貿易においては、一つの国の主権（の行使）は他の国にとり不確実性を意味する。多くの場合、貿易を阻害するのは保護の水準よりも不確実性である」³⁾）。第4フェーズは「不確実性」による混乱で幕を開けた。

III. 我が国と貿易ルール：我が国の「食料システム」の特殊性と土地利用へのインパクト

日本の「食料システム」の特殊性：「閉じたシステム」（別表2ページ参照）

・＜用語の説明＞

「食料システム」：ある国の領域での食料の生産から消費までの仕組みとこれに関する制度・組織の全体

「大量生産・大量消費型」農産物：大きさや水分量など「有形の」品質属性により定義可能で、相互に代替可能な商品として取引可能であることが特徴。「量」が重要。

「少量生産・少量消費型」農産物：生産地、原材料、製造・加工方法、伝統・ノウハウなど最終商品では確認が難しい「無形の」品質属性により定義され、差別化・個別化が特徴。「質」が重要。

・日本の食料システムの特徴：

- ① 「米の自給自足」：歴史上主要穀物の貿易を経験したことがない。「国境を越える人、モノ、カネの移動」禁止政策が続いた後、「内地」に「外地」を加えた領域、最終的に「内地」での自給自足政策。
- ② 「米中心主義」：米騒動（1918年）を契機に国の食料政策の中心が米の価格高騰抑制と需給安定政策。
- ③ 「米の需給メカニズムへの国家による介入」：米政策が需給調整・価格安定政策の強化そして生産から消費に至る国家管理へと介入の度を強める。仕組みの中心は「米穀委員会」（米穀法に基づき農林省事務次官を議長、食糧局長、内務省地方局長、大蔵省理財局長、逓信省管船局長、鉄道省運輸局長のほか学識経験者から構成）。
- ④ 「米の国家による管理貿易（国家貿易）」：1928年3月、米穀委員会は前年が豊作だったことから供給過剰のおそれがあるとして米の輸入停止を決定しその後恒久化。ウルグアイラウンド農業交渉を経て1999年の関税化で若干変更。

³⁾ Gilbert R. Winham,前掲書

- ⑤ 国際貿易交渉での「米に貿易ルールの適用を除外する『例外アプローチ』」と「閉じたシステム」の根幹に触れない限りで相手の要求に付き合う『切り売りアプローチ』：例外アプローチがとられた最初の交渉が1927年の「輸出入禁止制限撤廃条約交渉会議」、ウルグアイラウンドの「例外なき関税化」の例外措置をめぐる交渉、TPPなどの地域貿易協定交渉でも「米の例外扱い」は一貫。「切り売りアプローチ」も農産物交渉で一貫して適用されている。
- これらの特徴をもつ日本の「食料システム」は、「閉じた食料システム」。我が国の食料政策の目的は、貿易ルール形成の三つのフェーズを通じ「閉じた食料システム」の維持。
 - 「食料自給率の維持向上」：政策目的であるには、最適な「食料自給率」も実現のための政策手段・評価・コストが不明。むしろ「閉じた食料システム」の刷り込みの手段。
 - 「農業の多面的機能」：我が国では「農業の多面的機能」に「食糧安全保障」は含まない（2014年制定の「農業の有する多面的機能発揮の促進に関する法律」、昨年制定の「食料・農業・農村基本法改正」）。「閉じた食料システム」の表象として食料安全保障に特別の位置づけが与えられている。
 - 「閉じた食料システム」維持政策をどのように評価するか：「閉じた食料システム」維持政策の本質が市場の価格メカニズムを否定する政策であるなら、「経済合理性」によっては説明できない（「純粋経済的に言って過剰米の最後の解決策は過剰米自身の中に見出される。曰く米価の暴落（中略）によって過剰量の消滅が行われて均衡化しうる」⁴）。
 - 日本の農業政策全般が米の「大量生産・大量消費型」モデルにより組み立てられていることから、欧州諸国で見られるような「少量生産・少量消費型」モデルは発達していない。

「閉じた食料システム」維持政策の我が国の土地利用へのインパクト

- 米の自給自足を基本とする「閉じた食料システム」で米の需要量が一定であるとすると、生産性が上昇すれば必要な農地面積は減少するので、余剰となった農地をどうするのか/どうなるのかという問題が発生する。

	耕地面積：田	水陸稲作付面積	耕地面積：畑	森林面積	草生地面積
1970年 (a)	342万ha	292万ha	238万ha	2.448万ha	20万ha
2023年 (b)	234万ha	135万ha	196万ha	2.443万ha	33万ha
b/a	0.68	0.46	0.82	0.99	1.65
出典	耕地面積統計	作物統計	耕地面積統計	センサス	センサス

備考：センサスの直近数値は2020年のもの。

- 水稲の10a当たり収穫量は1.26倍となった一方、人口が1割増加したものの消費量は半減。
 - 「閉じた食料システム」維持政策の土地利用へのインパクトが大きいことは確かであると推定されるものの、このインパクトを評価するための統計数値が存在しない。
 - 我が国の統計制度は「閉じた食料システム」維持政策のための手段として発達してきたため、次の特徴がある；
- ① 米の生産を基本に統計が組み立てられており、関連する組織がそれぞれの目的に応じ調査を行っているので、互いに比較可能ではない：農業センサスの経営耕地面積があるほか、農林水産省の統計担当部局以外にも、農林水産省の転作担当部局が補助金支給のベースとなる台帳、

⁴ 東畑精一「日本農業の展開過程」（1936年）

市町村の農業委員会の担当部局は「農地台帳」など、色々な数字があっても調査対象の定義、調査主体・方法も異なり、比較可能ではない。

- ② 米の転作により土地利用がどのように変わったのかを検証するために使えるデータがない：農地という「ストック」についてさまざまな統計がある一方、農地利用形態の変化「フロー」を把握する統計がない。耕地面積統計の改廃面積には林地化したものが含まれる。「グレーゾーン」（「耕作放棄地」や「荒廃農地」）問題。「放牧地」が統計調査の対象になっていない。
- ③ 農地と異なり、林野（森林と草生地）については大雑把なセンサス統計しか存在しない：農地面積の変化との関係が検証できない。林業センサスの「草生地」は牧草地や耕作放棄で野草化しているものを含む。
- ④ 農業統計の調査対象が米をはじめとする主要農産物に偏っていることから、現在の政府統計では多様化した農作物の生産や土地利用の実態が反映されていない：日本の農業統計はもともと政府の食料政策である「大量生産大量消費型」の米の「量」の確保と需給の安定に対応しており、それ以外の農産物も価格安定対策などの対象品目が主な調査対象。国の政策の企画・実施の手段としての政府統計である以上一種の「バイアス」があり、政府の農業統計が必ずしも今日の日本農業の実態を反映しているとは限らない。

まとめ：「閉じた食料システム」はなぜ継続してきたのか——「上部構造」と「下部構造」の相互規定関係

- ・ 1世紀にわたり「閉じた食料システム」が継続してきたのは、「上部構造」（制度システムと人々の認識のありよう）と「下部構造」（ある国の地理的・自然環境のもとでの土地利用や人々の暮らしのありよう）が相互規定関係にあることによる。「上部構造」内でも制度システム（法律制度だけでなくこれに関連する官・民の組織）と人々の認識のありよう（通念）が相互規定関係にある。

IV. むすび：「閉じたシステム」と今後の世界

国際的な「法と秩序」へのストレステスト

- ・ トランプ第2期政権の発足とともに始まった第4フェーズは、米国が作り出した「不確実性」による混乱および国際的な「法と秩序」に対する強烈なストレステストを特徴とする。このストレステストに世界がこれからどれだけ耐えられるのか不確実だが、確実なのは米国が「再び偉大になる」どころかその国際的地位の低下と多極化に一層拍車がかかったこと。
- ・ 最も困難な状況に置かれているのが我が国だが、この困難さが自覚されていない。
- ・ 我が国は、「人」についても「閉じたシステム」。
- ・ 困難な状況に置かれると現行の「システム」を守る「防衛反応」が起きがち。これまで意識してこなかった固定観念や通念についても疑いを持ちそもそもの基本に立ち帰って考え直すことが、今ほど必要な時期はない。
- ・ 米国のトランプ氏が開けたパンドラの箱から混乱と不確実性が世界中にばら撒かれてしまったあと、何が残るか。

以上